

# 決 議

## 〔箱根町議会議員の品位に関する決議〕

**箱根町議会議員の品位に関する決議**

箱根町議会は、議会の品位を重んじ、議会議員としての資質の向上を図り、規範に従って議員活動を行うことを決議する。

平成18年12月8日

箱 根 町 議 会

## 〔仙石有二議員に対する議員辞職勧告決議〕

**仙石有二議員に対する議員辞職勧告決議**

町議会議員は、町民からの負託を受け、議会の場において政策形成過程と実施過程に多面的に参画し、定められた重要な事項の意思決定を行うとともに、質問、質疑を通して、執行機関の行政活動を監視するなどの重要な役割を担っており、町民の代表として議会の内外での言動には、特に規範を示すべき立場にあります。

このような中で、仙石有二議員の職員に対する威圧的な言動、品格を欠くような態度などの一連の行為は、町民全体の代表者である議員としてあってはならない行為であり、さらには、再三にわたる正副議長からの指導、助言も無視し、議会の秩序を乱す一方、箱根町議会の品位と権威を著しく損なうものであり、極めて遺憾である。

議員としての適格性にも欠け、今後も「良識ある行動」が期待できないと判断せざるを得ない。

よって、仙石有二議員は、議員としての職責の重大性に鑑み、議員の職を辞されるのが適当であると判断し、ここに議員辞職を強く求めるものであります。

平成18年12月15日

箱 根 町 議 会

次のとおり決議しました。

(全員賛成)

閉会中の継続審査として箱根町議会議員の品位に関する特別委員会に付託されていたこの議案は、委員長報告と同様に、原案のとおり可決し、

仙石有二議員を除く全15人の議員から提案されたこの議案は原案のとおり可決し、仙石有二議員に対する辞職勧告を次のとおり決議しました。

(全員賛成)

# 1月臨時会

平成19年1月臨時会は、1月30日に開かれました。  
審議した議案などの内容は次のとおりです。

## 条 例

### 〔箱根町副町長定数条例の制定〕

地方自治法の一部改正にともない、副町長の定数を定める必要があるため、新たに条例を制定することについて、可決しました。(全員賛成)

### 〔箱根町表彰条例の一部改正等〕

地方自治法の一部改正にと

## 継 続 審 査

### 〔箱根町部等設置条例の制定〕

町第5次総合計画を着実に遂行するため、行政組織機構改革を行うにともない、新たな条例を制定するため提出されたこの議案は、総務企画常任委員会に閉会中の継続審査として付託し、教育福祉常任委員会および観光環境常任委員会との連合審査としました。

### 〔箱根町職員定数条例の一部改正〕

行政組織機構改革および地方自治法の一部改正にともない、現行条例の一部を改正する必要があるため提出されたこの議案は、総務企画常任委員会に閉会中の継続審査として付託し、教育福祉常任委員会および観光環境常任委員会との連合審査としました。

もない、現行の13条例について所要の整備を行う必要があるため、一部改正および廃止することについて、可決しました。(賛成多数)

## “議 会 を 傍 聴 し て み ま せ ん が”

議会は、公開を原則にしていますので、どなたでも本会議の傍聴をすることができます。

町政を身近に知るためにも、議会の傍聴をおすすめします。

傍聴を希望される方は、本会議の当日、議会事務局で受付簿に住所、氏名などを記入していただくだけで、結構です。

詳しいことは、議会事務局までお尋ねください。

